

飛島ふ頭北・南コンテナターミナル港湾施設約款の一部改正について

飛島ふ頭北・南コンテナターミナル港湾施設約款の一部を次のように改正します。

第2条を次のとおりに改める。

第2条 当社の提供する別表第1に掲げる施設(以下「当社施設」といいます。)の契約、使用条件、禁止事項等は、この約款及び関係法令の定めるところによります。」に改める。

第3条を次のとおりに改める。

(約款等の遵守)

第3条 当社施設の使用希望者、使用者その他の関係者は、関係法令並びにこの約款及びこの約款に基づく命令、指示等を遵守しなければなりません。

第5条を次のとおりに改める。

第5条 当社施設の利用者は、当社施設を別表第1に掲げるそれぞれの使用目的に従って、また、善良な管理者の注意をもって使用しなければなりません。

第28条を次のとおりに改める。

第28条 荷役機械の利用者は、使用する荷役機械について作業開始前及び作業終了後に点検を行ない、別紙「使用内訳書・点検表」を当社に提出しなければならない。

第32条を次のとおりに改める。

第32条 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、荷役機械の使用の一時中止その他必要な措置を指示することがあります。

- (1) 荷役機械の風速計が平均風速(10分間の風速の平均値)毎秒10メートル(平均風速が読み取れない場合は、瞬間風速毎秒16メートル程度)以上を記録したとき。
- (2) 港則法に基づき、第二警戒体制が名古屋港長から発令されたとき。
- (3) 気象状況から判断し、作業に危険があると予想されるとき。
- (4) 気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき、暴風特別警報、暴風雪特別警報、高潮特別警報、大津波警報、暴風警報、暴風雪警報、高潮警報、津波警報又は津波注意報が発令されたとき。

- (5) 荷役機械が大きく揺れたと感じたとき、又は地震発生により、名古屋市、弥富市又は飛島村のいずれかで震度4以上が観測されたとき(名古屋地方気象台発表)。
- (6) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。
- (7) 荷役機械の運転中に異常音、異常振動及び動作に不具合を感じたとき又は、その他に異常が発生したとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当社が特に必要と認めるとき。

第40条を次のとおりに改める。

第40条 当社及び当社施設の所有者等は、当社施設の利用者又は第三者に生じた次の各号のいずれかに該当する損害については、賠償の責を負わないものとします。

- (1) 当社施設の使用による損害。ただし、当社施設に重大な欠陥がある場合(代替施設を提供した場合を除く。)を除く。
 - (2) この約款に基づく命令、指示等によって生じた損害。ただし、当該命令、指示等に当社の故意又は重大な過失があった場合を除く。
 - (3) 暴風雨、高潮、地震、津波、洪水、地すべり、火災、騒乱、暴動、テロ行為その他の災害による損害
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、当社及び当社施設の所有者等の責によらない損害
- 2 前項第1号ただし書及び第2号ただし書の場合における物的損害については、使用者が当社施設を使用したことにより発生した使用料(損害を発生させた当社施設の使用料に限る。)を上限としてその責めを負うものとします。」に改める。

附 則

この一部改正は、令和7年3月1日から施行します。